

番号	分類	質問	回答
1	①補助対象事業	SDGs達成に向けた「環境」「社会」「経済」の三側面の取組みとは何か。少しでも「環境」「社会」「経済」に関わっていればどんな取組みでもよいのか。	<p>以下の3つを満たす取組みが対象となります。</p> <p>①SDGsの達成に向けた「環境」、「社会」、「経済」の三側面のいずれかの取組みであり、令和7年度中に「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」に登録した（する予定の）ものであること</p> <p>②自社として、これまでに取り組んだことがないことを新たに実施する、または取り組んできたことについて新たな手法を用いて実施するものであること</p> <p>③国連が策定した「SDGグローバル指標（SDG Indicators）」または岐阜県が策定した「岐阜県 第二期SDGs未来都市計画のKPI」の達成に資するものであること</p>
2	①補助対象事業	会社の事業として、もともと取り組んでいる内容であっても補助対象となるか。	<p>この補助金は、「新たな取組み」、または「新たな手法」を用いて実施する場合に対象となります。</p> <p>例えば、環境配慮型の商品をこれまでまったく取り扱ってこなかったが、今回からSDGsの取組みとして始める場合。</p> <p>または、これまでも取り扱ってきたが、何らか新たな開発、販売方法などの手法を考案して実施する場合など、その内容が新たな手法と判断できれば、対象となります。</p>
3	①補助対象事業	申請対象とするSDGs達成に向けた「環境」「社会」「経済」の三側面の取組みは、ぎふSDGs推進パートナー登録制度の登録内容として記載した取組みと一致していないといけないのか。	<p>原則として一致していることが必要です。ただし、登録内容として記載した取組み自体でなくとも、記載した内容を進めるためのより具体的な取組みなど、明確な関連性があれば対象となります。</p> <p>例えば、登録内容の取組みとして「女性の活躍を推進する」、目標として「会社の女性管理職比率を〇%向上させる」と記載した場合、補助事業として「会社の女性のキャリアアップのために専門家に相談した費用（報償費等）」などは対象となります。</p>

番号	分類	質問	回答
4	①補助対象事業	自分の会社が取り組みたいと思っていることが「環境」「社会」「経済」の三側面の取組みかどうか分からない。何を見れば分かるか。	手引きの具体例を参考に検討ください（P7～9）。ご不明な場合は、個別に県にご相談ください。
5	①補助対象事業	「新たな取組み」、「新たな手法」とは、いつから取り組みば、新たなものと言えるのか。	概ね令和7年度から取り組む、または取り組んでいるものを言います。 また、補助対象となる事業は、交付決定後に着手いただくのが原則ですが、やむを得ない理由により交付決定前に着手をする場合、事前着手届の提出が必要となります。
6	①補助対象事業	取組み自体は来年度から始めるが、その下準備は今年度から始める。その準備費用も対象となるか。	明確にその取組みに必要な準備費用であることが確認できれば対象となります。 ただし令和8年1月31日までに完了するもののみが対象となりますので、準備にかかる経費がこの期間内で明確に切り分けられるものである必要があります。
7	①補助対象事業	国連のSDGグローバル指標や、岐阜県第二期SDGs未来都市計画のKPIとは何か、何を見れば分かるのか。	手引きに一覧を掲載していますのでご覧ください（P17～35）。
8	①補助対象事業	どの指標・KPI達成に、どのように貢献するのかを明示しなければならぬのか。	申請書に記載して明示いただきます。
9	②補助事業者	ぎふSDGs推進パートナー登録制度にはどのように登録するのか。	令和7年度中に2回、県が期間を設けて募集します。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回募集期間：5月頃～7月頃（登録：8月頃） ・第2回募集期間：9月頃～10月頃（登録：12月頃） ※期間は変更になる場合があります。 募集期間中に県HPから申請ください。

番号	分類	質問	回答
10	②補助事業者	この補助金に申請するためには、ぎふSDGs推進パートナー登録制度への応募を先におかないといけないのか。	令和7年度中に事業者としてパートナー登録制度に登録する意思があれば、補助申請より先に登録制度に応募している必要はありません。ただし、補助金申請後、令和7年度中のどちらかのパートナー募集期間中に必ず応募ください。
11	②補助事業者	ぎふSDGs推進パートナー登録制度に登録する意思があれば補助を受けられるということだが、補助を受けた後、県の登録募集に応募せず、登録しなかった場合はどうなるのか。	登録しなかった場合は補助できませんので、すでに補助金を交付済の場合は返還していただくことになります。補助申請をした場合は必ずパートナー登録にご応募ください。
12	②補助事業者	本社が東京にあり、岐阜県内の工場2か所で、それぞれパートナー登録する予定である。それぞれの工場から別々に補助金申請しても問題ないか。	事案ごとに個別に判断しますので、県までお問合せください。
13	②補助事業者	代表者が同一で、複数名義（別会社・別屋号）でパートナー登録した場合は、それぞれの名義で補助申請できるのか。	事案ごとに個別に判断しますので、県までお問合せください。
14	②補助事業者	令和6年度以前にパートナーに登録済みの事業者が、登録の辞退または取り消し後に再度パートナーに登録した場合は補助の対象にならない（手引きP12）とのことだが、登録済み事業者としての廃業等の事情により登録辞退または取り消しとなった後、団体名などの名義が異なる新団体を立ち上げて登録し直した場合は再度の登録とはならず、補助の対象となるか。	事案ごとに個別に判断しますが、諸事情により団体名や代表者名等の名義が変わっても、SDGsへの取組みを含む事業内容や所在地、勤務する従業員などの各種の要素を踏まえて実態として同一もしくは同一に近い団体であると判断される場合は、「再度の登録」とみなしますので、補助の対象とはなりません。
15	②補助事業者	個人事業主もパートナーに登録し、補助事業者として申請できるのか。	個人事業主の方も申請いただけます。個人事業主であることの証明として、申請の際に開業届の写し等のご提出をお願いします。
16	②補助事業者	補助限度額内であれば、申請期間内に何度でも補助申請できるのか。	補助申請は、1事業者1回までとなります。

番号	分類	質問	回答
17	③補助対象経費	補助事業の実施期間は、令和8年1月31日までとのことだが、取組み自体は来年1月以降も実施する予定である。事業の完了はどの時点をもって考えればよいか。	県が定める補助事業の実施期間内（令和8年1月31日まで）で明確に切り分けられる分のみ、補助事業として申請いただくことが可能です。明確に切り分けることができない場合は、補助申請できません。
18	③補助対象経費	【報償費】 謝金の単価が社会通念上妥当であることについて、どのように証明したらよいか。	過去の実績等を示す、または公表されている類似の単価等を示すこと等で対応してください。
19	③補助対象経費	【旅費】 講師等の旅費について、交通手段が車の場合はどのように経費を算出したらよいか。（申請者に旅費の規定がない場合）	岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）の例により、「@37円×〇〇km=〇〇〇〇円」を補助事業に要する経費とし、その税抜き金額を補助対象経費とします。
20	③補助対象経費	【消耗品費】 補助事業に必要な資料を作成するためのコピー用紙やボールペンなどは対象になるか。 また、事業の過程で使用したティッシュペーパーやゴミ袋などはどうか。	コピー用紙、ボールペンなどの事務用品や、ティッシュペーパー、ゴミ袋といった汎用的な日用品は対象になりません。 例えば、森林保全の取組みに必要な「植樹キット」、脱炭素の取組みに必要な「ソーラー充電器」など、明確にその補助事業にのみ使用するような消耗品が対象になります。
21	③補助対象経費	【印刷製本費】 学校の職場体験の受け入れの取組みのために、子ども向けのガイドブックを制作するが、ガイドブックの内容は問わないのか。対象とするためには内容を県で確認するのか。	申請時に提出いただく事業計画のなかで、こういったガイドブックにする予定かを可能な範囲で示してください。実績報告時に成果物を提出いただき、事業計画と一致していない場合、対象外となる可能性があります。 例えば、取組みと関係なく、汎用的な会社案内として活用できるものは対象となりませんのでご注意ください。
22	③補助対象経費	【印刷製本費】 ガイドブックを参加予定者数100部印刷したが、参加者が30名だった場合、どの部分まで対象となるか。	実際に使用した分（30部）のみが対象となります。補助申請（計画段階）で100部分を申請し、その額で交付決定を受けても、事業実施後の実績報告で実際に使用した分を報告いただき、その部数分のみを補助します。 作成しても使用しなかった分は申請事業者の負担となりますので、申請段階でなるべく精緻な部数を検討し、補助申請してください。

番号	分類	質問	回答
23	③補助対象経費	【業務委託料】 SDGsの取組みとしてDXを推進するために、新たなソフトウェアを導入したい。どのようなソフトでも、新しくすれば従来より労働生産性は向上すると考えるが、業務に使うのであればどんなソフトウェアでも対象となるのか。	デジタル技術を活用して労働生産性を大幅に向上させるものを対象とします。申請様式の事業内容に、従来と導入後でどのように労働生産性が向上するのかを詳記してください。 例えば、紙による業務を単にデジタル化するだけのもの、従来型のオフィス系ソフトを導入するだけのものなどは対象となりません。生成AIやロボット、3D技術などの先端技術を活用したソフトウェア等、業務を大幅に変革するものであるか否かが1つのポイントになります。
24	③補助対象経費	【業務委託料】 自社のSDGsの取組みをPRするためのHP制作やパンフレット、チラシ等の制作にかかる経費は対象となるか。	本補助金は、SDGsの取組み自体に必要な経費を支援するものであり、それをPRすることに必要な経費は対象となりません。
25	③補助対象経費	【原材料費】 SDGsの取組みとは関係なく、元々、会社の事業で使っていた材料であっても対象となるのか。	新しいSDGsの取組みに必要な材料であれば、対象となります。ただし、補助対象として申請する分と、元々の会社の事業で使う分とが明確に区別できない場合は対象とすることはできません。
26	③補助対象経費	【備品購入費】 これまで使用してこなかったが、DX化のためにパソコンを導入することとなった。これまでになかったものであっても対象とはならないか。	一般的な職場環境の整備に不可欠である物品であり、対象外となります。なお、「一般的な職場環境の整備に不可欠」かどうかは、社会通念に照らし、県で判断します。
27	③補助対象経費	【備品購入費】 社用車をガソリン車から電気自動車に買い替える場合の購入費用等は対象になるか。	自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用は対象になりません。ただし、SDGsの取組みとして、業務の移動に「自転車等の軽車両」を活用することを取組みとする場合は、購入費のみ対象となります。

番号	分類	質問	回答
28	④交付申請	今回、補助事業の提案と見積もりをA社からもらった。A社が補助手続きを代行して、相見積もりに必要なB社の見積もりを持ってきたが、A社とB社の見積書は、相見積もりとして認められるか。	<p>A社が持ってきたB社の見積りを相見積もりに使用することは認められません。また、A社が紹介したC社に見積りを依頼することも、公正な価格競争を疎外するおそれがあり、認められません。</p> <p>必ず、補助申請事業者自身が、責任を持って相見積もりを依頼する事業者を個々に選定して価格比較を行い、より安価な発注先を決定してください。</p> <p>見積りをとった経緯などは、必要に応じて県が調査（見積書徴取時に示した仕様書の確認等）を行うほか、見積書を無効とする場合があります。</p> <p>なお、交付決定後または補助金支払後に、こうしたことが明らかになった場合には、交付決定の取り消しまたは補助金の返還命令を行う場合があります。</p>
29	④交付申請	交付決定前に取組みを始めてもよいか。	原則として、交付決定前に着手することは認められていません。どうしても事前に着手する必要がある場合は、県にご相談ください。
30	④交付申請	令和7年度中にパートナーに応募する予定である。早く取組みを始めたいため、先に補助金に申請してもよいか。	パートナー応募前に補助金申請いただいて構いません。ただし、その後、令和7年度中に必ずパートナーに応募してください。パートナーに応募されない場合は、すでに交付済の補助金は返還いただくこととなります。
31	④交付申請	先に補助金を申請していたが、パートナー登録に申請するのを忘れてしまった。補助金はもらえるか。	令和7年度中にパートナーに登録されない場合は、補助対象外となります。すでに交付済の補助金は返還いただくこととなります。
32	⑤交付決定	申請後、交付決定はいつ頃になるか。	案件により多少前後しますが、交付決定の審査には概ね3週間～1か月程度時間を要します。

番号	分類	質問	回答
33	⑤交付決定	申請後、審査中に事業が終了した場合、交付決定されるのか。	交付決定前に事業が終了した場合、交付決定することはできません。事業実施日が確定している場合は、遅くとも実施日の3週間前までに申請書をご提出ください。
34	⑤交付決定	申請後、審査中に発注や契約を行った場合、事前着手届は必要か。	交付決定前となりますので、事前着手届の提出が必要となります。